

ID: 1593

担当部署: 経済部 耕地林務課 林務係

<p>処分の概要</p>	<p>森林経営計画の認定の取消し</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>森林法 第16条</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和26年法律第249号</p>		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の規定による。 (認定の取消し)</p> <p>第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第11条第5項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。</p> <p>(2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>(3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p> <p>森林経営計画事務処理要領による。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>